

平成20年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成20年10月21日（火）午前9時30分

2 出席委員

出光 ケイ 委員長
三浦溥太郎 委員
齋藤 道子 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 欠席委員

奥寺 康彦 委員

4 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	新倉 聡
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	柳田 泰光
美術館運営課長	森山 武

5 傍聴人 なし

6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 20 年 9 月 13 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに市議会関係です。9 月 17 日から 10 月 14 日までの 28 日間の会期で、平成 20 年横須賀市議会第 3 回定例会が開催されました。この議会では決算特別委員会が設置され、平成 19 年度事業に関する決算審査が行われました。教育委員会が執行した事業につきましても、さまざまなご意見を頂きました。それら意見につきましては、現在作業中の平成 21 年度予算策定に生かしていきたいと考えております。

続きまして 10 月 5 日に開催いたしました「横須賀民俗芸能祭」についてです。この事業は横須賀市民俗芸能保存協会と共に、民俗芸能の魅力を広く知っていただき、後世に伝えていくことを目的に実施しております。今回は会場を従来文化会館大ホールではなく、長井のソレイユの丘で開催いたしました。これまでのホールでの開催と異なり、ソレイユの丘の水舞台上で行ったことで、普段民俗芸能に触れる機会の少ない市民の皆様にもご覧いただけたのではないかと考えております。

続きまして 10 月 13 日に開催いたしました「よこすかスポーツフェスタ 2008」についてです。開催当日は天候に恵まれたこともあり、市内各会場合わせて約 5,000 人の方にご来場いただき、子どもからご高齢の方までスポーツを楽しんでいただくことができました。

特に不入斗会場でのトランポリン、新体力テスト、50m 計測などの各種スポーツ体験では、行列ができる程の大盛況でした。親子で一緒に体験する姿も多く見られ、市民の皆様は改めてスポーツの楽しさに気づいていただけたのではないかと考えております。

最後になりますが、10 月 8 日に山崎委員長から坂本中学校の P T A を対象に「伝えることは、しゃべること」をテーマにご講演を頂きました。参加された皆様から大変好評であったとの報告を学校から受けております。委員長にはお忙しいところ大変ありがとうございました。

私からの報告は以上となります。

(質問なし)

日程第1 議案第31号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

報告事項『学校再編検討委員会による佐原地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』は、内容が議案第31号と関連しているため、議案の審議とあわせて、報告を聴取する。

(学校再編担当課長)

議案第31号「市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について」ご説明いたします。なお、議案の説明に当たりまして、別途提出しております「報告事項学校再編検討委員会による佐原地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」に含まれる改正がありますので、併せて説明させていただきます。それでは、お手元の議案第31号、「報告資料」、「意見書」をご覧ください。今回の通学区域の改正は、平成20年10月25日に東浦賀町について住居表示が実施されることに伴うものと、明浜小学校の通学区域の一部を大矢部小学校の通学区域に変更することの2点でございます。

1点目の通学区域の変更についてですが、議案の末尾12ページに添付いたしました地図をご覧ください。今回の改正に係りますのは、地図中の下の方の点線で示している部分で、東浦賀2丁目23番の1号、12号、14号に当たる区域です。地図の点線部分の上の部分が現在の鴨居小学校、下の部分が浦賀小学校の通学区域です。東浦賀町の住居表示の実施に当たり、住居表示の街区を旧来からの町内会の区域に合わせましたので、それに伴い、通学区域の線を変更したものを、太い実線で表しています。資料11ページをご覧ください。通学区域の改正の施行期日につきましては、記載のとおり、住居表示実施の施行日である、平成20年10月25日を予定しています。

次は、明浜小学校の通学区域の変更についてでございます。「報告資料」と別冊の「意見書」を基にご説明させていただきます。6月教育委員会定例会で中間報告をさせていただいておりますが、明浜小学校区児童の遠距離通学解消のために、「佐原地域小学校適正配置検討協議会」で6回の会議を重ねた結果、10月7日に協議会から教育長あてに意見書が提出されました。その意見書は別冊のとおりでございます。意見書の表紙をおめくりいただいて、1ページをご覧ください。「1 協議事項」をご覧ください。今回、協議会に協議していただい

た事項といたしまして、(1) 明浜小学校区児童の遠距離通学解消について と (2) 日産自動車久里浜分工場跡地への小学校の新設の是非についての2項目でございます。「2 協議事項に対する考え方」をご覧ください。協議会では、佐原地域に小学校を新設したとしても、通学距離や周辺校の規模を考慮すると、新設校の適正規模を確保することが困難であることや、昨今の少子化傾向を考え合わせますと、小学校の新設は不要であり、通学区域の見直しにより、課題に対応することが望ましいという結論に達しております。次に、「通学区域の見直し案」でございますが、「3 協議会としての意見」をご覧ください。小学校区については、内川1丁目と、佐原1～3丁目を大矢部小学校の区域にするというものでございます。この地域に居住している児童は、指定校の明浜小学校に通学すると、2キロから4キロの遠距離通学になってしまうため、ほとんどが近隣の大矢部小学校に現在通学しているのが実情でございます。したがって、実情に合わせて見直しを行うということでございます。なお、中学校区については、今回、変更はございません。改正後の通学区域につきましては、意見書の3ページの地図でお示したとおりでございます。網がかかっている、佐原1丁目、2丁目、3丁目と内川1丁目でございます、これが従来明浜小学校区でございましたが、これが今回の改正に伴って大矢部小学校区に変更するというところでございます。なお、意見書の2ページの「4 その他要望事項」をご覧くださいと思います。この要望事項に記載されていますように、地域や学校からは、通学路の安全確保についての要望が出されていますので、今後、具体的に対応をしていきたいと考えております。

また、意見書の2ページ以降には、参考資料として、協議会の委員名簿や、検討経過などが記載されております。

この意見書を受けて、庁内の「学校再編検討委員会」で検討した結果、意見書のとおり通学区域を改正することが適当であるとの結論に達しましたので、教育委員会に報告させていただくとともに、今回議案31号として提出させていただきます。

また、通学区域の改正に伴い、内川1丁目と、佐原1丁目、2丁目と3丁目の指定変更承認地域の取り扱いも変更となりますので、併せて、ご報告させていただきます。なお、報告資料の3ページ以降には、協議会の位置付けや、佐原地域の小学校の現状など、検討のための基礎資料や、学校再編検討委員会の開催状況などを記載してございます。通学区域の改正の実施期日につきましては、住居表示実施の施行日に合わせまして、平成20年10月25日を予定しています。以上で議案第31号及び報告事項の説明とさせていただきます。

(出光委員長)

「学校再編検討委員会による佐原地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」5ページに、佐原に居住する児童の通学先という棒グラフの表がありますが、これを拝見しますと、佐原2丁目には、通学先が示されていないが、これは児童がいないということによろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

ご指摘のとおり居住する児童がありません。佐原2丁目は、主に工業団地で住居自体が少ないという事情がございます。

(出光委員長)

先ほど平成20年10月25日から施行するということでしたが、仮に今通ってらっしゃる方が、10月25日に変更の適用がされたから転校するというようなことはない、ということによって理解してよろしいですか。

(学校再編担当課長)

こちらの棒グラフにもありますように、今該当地域のほとんどの児童は、改正後に適用される大矢部小学校に通っておりますので、これによって影響を受ける方はいらっしゃいません。なお、来年度の1年生は、この改正により、最初からこの地域の方は、大矢部小学校が指定校になりますので、その辺りが10月に改正しますと、住民の方にはメリットが出てくることとなります。

(齋藤委員)

今と同じ質問になりますが、鴨居小学校と浦賀小学校の通学区域変更の部分で、点線で示した地区に、鴨居小学校から浦賀小学校に出ていくというお子さんというのはいないということによろしいですか。

(学校再編担当課長)

現状ではいらっしゃいません。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第31号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『平成21年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員につ

いて』

(学校教育課長)

それでは『平成 21 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』ご報告させていただきます。平成 21 年度の募集人員はお手元にごございます資料にありますとおりです。なお、募集人員につきましては、県立高等学校を設置する神奈川県、市立の高等学校を設置する横浜市、川崎市も、それぞれの教育委員会に、平成 21 年度の県立・市立高等学校に入学する生徒の募集人員について附議する事になっております。従いまして、公式発表については、神奈川県、横浜市、川崎市と本市の教育委員会終了後に予定されている、平成 21 年度公立高等学校入学定員についての記者発表において行われます。

なお、本年度の記者発表の日程につきましては、10 月 29 日(水)になっておりますことをご承知おきください。以上で、『平成 21 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』の報告を終わります。

(三浦委員)

定時制の募集人員が減るようですが、この理由はどのようなものでしょうか。

(学校教育課長)

定時制については 2 クラス規模で実施しており、平成 18 年度までは今年度と同じ人数で募集をしておりました。ところが、平成 19 年度の入学者選抜におきまして、当初、前年度である平成 18 年度と同じ人数で募集を行ったのですが、全日制の入学試験が終わった段階で、不合格になっている生徒が非常に多かったという状況がございまして、3 月に緊急対応ということで 10 人定員を増やした経緯がございまして、そういった関係で、平成 20 年度の募集につきましても 10 人増やしたままで実施しておりましたが、平成 21 年度の募集につきましては、三浦半島地区の中学校 3 年生の人数、あるいは、高等学校の募集定員等から考えまして、通常の形であるこの人数に戻して、差し障りないだろうということで、2 年前の募集人数に戻すということで設定させていただいております。

(他に質問なし)

『給食費の改定について』及び『給食費の未納対策について』

(学校保健課長)

はじめに給食費の改定についてご説明いたします。

学校給食費の改定について、学校給食費を資料のとおり改定し、平成 21 年 4 月から実施することとしたいということで、報告いたします。報告資料の 1 ページをご覧ください。まず、給食費の検討経過でございます。本市の給食費につきましては、平成 3 年以来、17 年間現行の月額 3,300 円に据え置かれており、食材料費の高騰が著しいことなどから、本年 4 月の本委員会でも改定の検討について報告いたしたところでございます。その後、学校給食会と教育委員会事務局とで協議し、学校現場、保護者、学校給食関係者で組織する学校給食費検討委員会を 7 月に設置し、3 回に渡る検討会を経て、10 月 15 日に別添の意見書が教育長あて提出されました。これを受けて、10 月 17 日に学校給食会理事会が開催され、給食費改定が承認されました。

改定額につきましては、それぞれ記載のとおり、小学校は月額 4,000 円、ろう学校小学部も同様に月額 4,000 円です。ろう学校幼稚部は、小学部 1 食単価の 80%を日額で、中・高等部につきましては、基準摂取カロリーが小学部の 1.2 倍であることから、月額 4,800 円、養護学校につきましては、月額 4,000 円に改定するものであります。

3 の実施時期についてですが、平成 21 年 4 月からです。

4 の改定理由ですが、ほとんどの食材価格が高騰し、1 食単価 200 円の維持に向けて献立上の変更や食材料費の減などの工夫をしてきましたが、これも限界に達し、国が定めた栄養基準の保持も難しくなる可能性もある状況となっていること、そして改定前の平成 3 年度と平成 20 年 4 月の主要食材 22 品目の単純単価平均比較では、平均 21.73%の値上げになっていること、献立上必要な 1 食あたりの献立価格につきまして、予定の 200 円を大幅に超えてしまい、231.59 円となっている状況。そして、消費者物価指数はここ 3 カ月対前年比 2.13%の上昇で、下向き傾向がないこと、さらには、指導要領改訂により来年度の授業時間数が総計で 35 時間増えること等を考慮すると給食実施回数が 3 回増加することなどがございます。月額算定の根拠につきましては、*印のとおりでございます。給食費検討委員会からの意見書を参考に添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、2 件目の給食費の未納対策についてご説明いたします。

これは給食費の改定にも関連する重要課題であり、給食費検討委員会の検討のなかでも取り上げられ、有効な未納対策を立てるよう要望されております。もとより教育委員会としましてもこの対策を真摯に検討し、資料記載の対策を学校現場と合い携えて実施してまいりたいと考えております。

1 の来年度からの対策として、学校給食費の納入についての書面を保護者から提出していただき、学校給食への理解と給食費納入意識の向上及び契約の明確化を図ることを実施に向けて検討していきます。

2では、既に生じている過年度分、平成18年度以降の未納の対策の実施についてであります。累積の未納分について、学校から改めての督促を保護者あてに実施し、その際に教育長名で給食費納入の啓発の文書を同封して送付するという、今までとは違う方法で督促を実施してまいります。

3の現年度分につきましては、月ごとの督促を行うとともに、年度末には過年度分と同様な督促を実施いたします。

給食費の未納対策は、きちんと納入している多くの保護者への公平性の観点から重要な課題であり、教育委員会あげて、学校と合い携えて、方策を講じてまいります。学校保健課からの報告は以上です。

(齋藤委員)

給食費の改定についてですが、現行3,300円を4,000円にということですが、ろう学校の中高部は、摂取カロリーの関係で4,800円になっているのですが、ろう学校の中高部は、現行も3,300円ではなくて、もっと高いということでしょうか。

(学校保健課長)

現行は、3,300円の約1.2倍、3,900円です。

(齋藤委員)

そうすると率としては、変わらないということですね。

(学校保健課長)

そうなります。

(齋藤委員)

未納の問題ですが、2に「学校長の督促及び教育長の啓発文を送付する。」と書いてありますが、これは未納していらっしゃるご父兄に、学校長からだけということだと、校長先生とするとやりにくい部分があると思いますし、学校によって督促の方法や時期に差異があるのは良くないと思いますので、これはむしろ、教育委員会がある程度一律に行ったほうがいいのではないかと思います。

(学校保健課長)

実はご指摘の内容についても検討をしたのですが、現行、給食費は学校会計のなかの学校給食費ということですので、債権債務の関係でいきますと、学校

長が督促の責務にあたるということで、その個人の未納の状況といったものは、学校が処理をする個人情報にあたるという解釈でございます。そのため、教育委員会が学校現場に赴きまして、その情報を全て吸い上げて、教育委員会から督促するという方法が、今現在はとりにくくなっております。そのような状況ですので、学校に依頼をして対策につきましては11月中に実施をしていただきたいということ、なおかつ、教育長名で協力要請文を入れてください、というお願いをしたという経過がございます。

(生涯学習部長)

今、学校保健課長が申しましたのは、平成18年度・平成19年度の過年度分から、今年度の分もそうですが、債権債務というものが発生しております。

齋藤委員からご指摘いただいた、教育委員会がもっと主体的に督促などができるような方策をとらなければならないということで、その方策をとるために、平成21年度からは申込をいただくような形で、こちらが主体的にできるようにやっていきたいと考えております。学校には大変申し訳ないのですが、平成18年度・平成19年度・今年度の分はシステムが確立しておりませんので、できる範囲のなかで、教育長の啓発文を入れながら督促をお願いしたいと考えております。

(齋藤委員)

細かいところですが、保護者の方から書面をいただくときの宛名は、教育長になりますか、それとも学校長となるのでしょうか。

(管理部長)

これについては法律的な問題がございます、現在は保護者と校長の間の民・民の契約ということになるのですが、それよりも将来的には横須賀市が保護者と約束をして、校長に是非こういう形で事務を進めてくださいという形にしたいのですが、現状、他市でもそれぞれいろいろなやり方でやっておりまして、また法律的な判断もいろいろあるようでございます。横須賀市もその方法については、法的なことを管理する部門と契約書がいいのか、申込書がいいのか、承諾書がいいのか、宛先についても、市長がいいのか、教育長がいいのか、学校長がいいのか、それとも連名がいいのか、何種類かあるようですので、検討に入っております。ご懸念の部分は十分に考慮しながら進めたいと思っております。

(出光委員長)

平成 18 年度以降と書いてあるので、平成 18 年度、19 年度、20 年度と、人によっては 3 年間の債務という方もいらっしゃるかとは思いますが、実情としまして、全体で滞納状況はどのくらいでしょうか。全体の児童数の何割程度になっているのでしょうか。

(学校保健課長)

平成 18 年度以降、平成 18 年度、平成 19 年度ということで、累積ということで把握している金額が約 400 万円強でございます。これにつきましては、現在の解釈ではいわゆる民・民の契約ということで、2 年の消滅時効がかかるので、今生きている未納、ということで把握した状況が 400 万円強ということでございます。

(生涯学習部長)

パーセンテージでいきますと、99.63%が納付いただいております、0.37%が未納ということになっております。

(総務課長)

人数的には毎年 170 人前後となっております。

(出光委員長)

今の話しでは、民・民の契約で 2 年の消滅時効ということでしたが、このマイナス分の補填というのは、現行ではどのようになっているのでしょうか。

(学校保健課長)

在校中については督促が繰り返されますので、債権債務が生きているのですが、児童生徒が卒業した場合、あるいは途中から転出してしまった場合には、そこまで追いかけるのが、なかなか難しい状況がございます。結果的に不能欠損ということで、この分の債権は放棄するという状況で推移をしております。

(管理部長)

ご懸念の部分として、今後それをどのように管理していくのか、ということがあるかと思いますが、先ほど申しましたように、新年度からは債権として確立し、今後は請求を出すことによって、時効が来ないように手続を進めたいと思っております。教育委員会では、実際に損害を被っている他の件もございます。例えば窓ガラスを割って、そのまま卒業されていく生徒さんなどのケースです。その方については、卒業後も話をしていたなかで、卒業後就職なさって、賠

償金額を分割で、お支払いいただいているケースもございますので、そのような例に沿って今後は行っていきたくと思っています。

(永妻教育長)

今回17年ぶりの給食費の改定ということ、また額も一気に3,300円から4,000円に上がるということで、この機会に未納対策のことも含めて、きちんと保護者に理解をいただくことが重要かと思っています。そういう意味では、毎月献立表を各家庭に配布されるということもありますので、保護者からいただく4,000円は何に使われているのか、それから、学校給食をきちんと子ども達に提供するには、調理をする方の人件費や施設設備というものはどういう形で市が負担をしているのかなども含めてご理解いただくことがやはり一番重要だと思います。4,000円という金額は保護者にとっては、大変大きな負担と受け止められることになるかと思っていますので、そういった説明は重要になると思います。平成21年4月から実施ということで、現段階では、具体的にどのような形で周知をしていく予定があるのか説明をお願い致します。

(学校保健課長)

給食費の検討のなかでも、この額を決めるにあたって、まずこの額にいたった経過等についてアピールすべきであるということが出ました。またこの額については、食の安全・安心という部分が一番強調されるべきであること、それから子ども達の食育を含めた地場産物の積極的な活用や、その部分に係る値上げのなども十分ケアしていくという姿勢であること、それから給食全体のシステム、いわゆるこの給食費については食材料費の実費で、その他給食実施については、調理をしていただく方の人件費や給食室・調理室の施設的な面などについては公費で、税金が投入されているということも積極的にアピールをし、理解を得ていきたくと思っています。これから学校を通して、給食費改定のお知らせをするわけですが、そういったお知らせの内容のなかにはそういった部分も含めまして、十分なPRをしていきたくと思っています。

(三浦委員)

11ヶ月分と書いてあるのは、8月分を徴収しないということによろしいですか。

(学校保健課長)

8月が夏休みということで給食を実施しておりませんので、11ヶ月分となっております。回数としましては、合計185回ということがございます。

(理事者報告)

『生徒の個人情報記録されたUSBメモリの紛失について』

(教職員課長)

お手元にある、『生徒の個人情報記録されたUSBメモリの紛失について』をご覧ください。既に今朝の新聞でも報道されているわけですが、この度、市立中学校の20代の男性教諭が校内において、生徒の個人情報記録されたUSBメモリを紛失したことを報告いたします。

このUSBメモリに記録されている個人情報は、担任する特別支援学級1年生2名の「個別教育計画」、担任する特別支援学級1年生2名、2年生5名、3年生5名、計12名の教諭が受け持つ教科、国語、数学、保健体育、技術、総合的な学習の時間の評価が記載されている通知表及び陸上部員6名の氏名が記載されている役割分担表です。なお、個別教育計画には、生徒氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、家族構成、診断名、その他指導上の情報が記載されています。

1の事故の発生ですが、10月8日(水)教諭は職員室のコンピュータで、USBメモリを使用した後、10月15日(水)に再度USBメモリを使おうと、自分の机の引き出しを開けたところ、無いことに気づいたものです。この10月8日のUSBメモリ使用は、ちょうど前期が終わるところで通知表を完成させなければいけないということで、夕方6時頃から特別支援学級の担任が集まりまして、それを完成させるために3人で作業をやっておりました。終了したのは夜の11時ということで聞いております。15日がないということに気付きました、最後使ったのはいつかということで、10月8日に使ったのが最後というのを思い出したということです。

2の事故発生後の対応です。教諭は、心当たりについて、校内・自宅などを全て捜しましたが見つからず、10月17日に学校長に報告しました。学校長は、同日、他の職員も動員し、再度校内を捜しましたが見つからず、本件を紛失事故として教育委員会へ報告しました。なお、学校長は10月19日まで、具体的には10月17日の夜と18日の2日間をかけて当該生徒の家庭を訪問し、事情説明と謝罪を行いました。各家庭では、理解を示していただき、今後ないようということで、理解を得られたという風に認識しております。

3の今後の再発防止策といたしまして、教育委員会は10月20日、昨日になりますが、臨時学校長会議を開催し、個人情報の適切な管理について重ねて注意を喚起しました。今後、再発防止に向け、学校内における個人情報の適正管

理を徹底してまいります。特に、U S Bメモリの取扱いについては、その利用のあり方を再度確認し、管理基準の遵守を徹底してまいります。

(出光委員長)

残念ながらまたかという思いは、関係の方々にもあるかと思いますが、なにより保護者や市民の方が残念なのではと思います。今後の再発防止策ということで、昨日も臨時の学校長会議を行ったということですが、そのなかで今回これは3件目ということで、今までの2回と違ってこういう防止策を指導したというのがありましたら教えてください。

(教職員課長)

今までもU S Bメモリ等外部記録媒体の扱いについては十分に注意するということが、学校には指導してまいりましたが、うっかりというのができる限りなくなるようにということで、一つは、教員一人ひとりの意識を持ってもらうこと、どんなに決まりを作ったとしても、使った後に忘れてしまったというのでは、どうしようもありませんので、その意識についてを一番に指導しました。

それからもう一つは、外部記録媒体、U S Bを含めて、そういうものを使う回数また本数も減らすということができればと思っております。

またU S Bメモリは非常に小さくて持ち運びが便利のようにできているわけですが、なくさないようにということでは、首にかけられるストラップをつけるとか、手のひらくらいの大きさの札をつけて、便利さとは反する状況になってはしまうのですが、本人だけでなく周りの教員にもそれがU S Bではないかと意識できるような形をとるように、各校長に依頼をいたしました。

(他に質問なし)

(委員からの質問なし)

7 閉会及び散会の時刻

平成 20 年 10 月 21 日 (火) 午前 10 時 15 分

横須賀市教育委員会

委員長 出 光 紀 子